

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定される事業者の方へ

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算は、障害福祉サービス等に従事する職員の賃金を向上させることを目的に創設された加算であり、加算を算定する場合、障害福祉サービス事業者等は、**加算の算定額を超える額の賃金の改善を実施しなければならない**、とされています。

事業者の皆様につきましては、以下の点に十分ご留意いただき、加算を算定するようお願いいたします。

1. 賃金改善を行う職種

対象となる職種は、以下のいずれかとなっています。**管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者は加算の対象職種となっておりません（下記職種を兼務する場合であって、常勤換算上勤務時間の算入が認められる場合を除く）**ので、ご注意ください。

ホームヘルパー（サービス提供責任者を含む）、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、目標工賃達成指導員、訪問支援員、介護職員

- (※1) 指定基準において置くべきとされている従業者の職種に限らず、直接処遇職員（医療職を除く。）に該当する従業者は対象となる。
- (※2) 特別加算を算定する場合は、上記いずれかの職種を中心として従業者の処遇改善が図られていれば、加算の一部を事務職や医療職等の従業者の賃金改善に充てることが可能。
- (※3) **法人代表者**（代表取締役、代表社員、代表理事 等）は対象とならない。
- (※4) 法人役員であっても、該当職種に従事しており、役員報酬とは別に賃金が支払われていれば、その賃金に対する改善分については加算の充当が認められる。

2. 賃金の種別

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の賃金改善は、**基本給、手当、賞与等**のうちから対象となる賃金項目を特定した上で行ってください。

加算の趣旨は、職員の賃金を向上させることであり、**費用弁償的に支払うもの、恩給的に支払うもの、直接賃金を改善しないものは賃金改善に該当いたしません**ので、ご注意ください。

賃金改善に該当しないもの

【費用弁償的に支払うもの（例）】

出張旅費、通勤費、作業衣費、資格取得費（取得に要した費用の負担）
通信費（本人の電話を業務用に使用した際の電話代の負担）

【恩給的に支払うもの（例）】

結婚祝金、死亡弔慰金、出産見舞金、資格取得祝金
入学祝金、永年勤続慰労金（一定の年数勤務した従業者に支払うもの）

【直接賃金を改善しないもの（例）】

賃金体系等の人事制度の整備（就業規則変更に伴う必要経費）
介護補助器具等の購入経費、親睦会費、内部研修の講師代

3. 従業者への周知

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定する事業者は、**雇用するすべての福祉・介護職員に対し、処遇改善計画の周知をしなければならない**ため、掲示板等への掲示や全職員に対する文書による通知等、適切な方法で実施してください。